



東北整指 第 2 - 4 3 6 号
指定 昭和 6 0 年 1 0 月 2 8 日

指 定 書

事業者名 株式会社 遠 忠

道路運送車両法第94条の2の規定により、つぎのとおり
指定自動車整備事業の指定をする。

事業場名 遠忠自動車整備工場

所在地 岩手県岩手郡西根町大更第 2 4 地割 9 番地 1 - 2

対象とする自動車の種類

普通自動車（大型）

小型四輪自動車

普通自動車（中型）

小型二輪自動車

普通自動車（小型）

大型特殊自動車

軽自動車

平成 6 年 8 月 1 日

東北運輸局長 中島 健

